

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

胎内市長
胎内市議会議長
胎内市農業委員会
胎内市教育委員会

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍法」という。）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画による取組について、令和2年度の実施状況を公表します。

1 仕事と子育ての両立支援（次世代法及び女性活躍法関連）

◆目標

- 男性の育児休業取得者数を毎年度1名以上とする。
- 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率を毎年度80%以上とする。
- 男性職員一人あたり配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得日数を5日以上とする。
- 職員の年次有給休暇取得日数を毎年度10日以上とする。

◆状況

（男性の育児休業取得者数）

年度	対象者数	取得者数	取得率	平均取得日数
平成30年度	6人	0人	0.0%	0日
令和元年度	3人	1人	33.3%	19日
令和2年度	7人	1人	14.3%	31日
令和3年度	5人	2人	40.0%	37日

※取得者数には、当該年度以前に取得可能となった職員含む

（配偶者出産休暇の取得率）

年度	対象者数	取得者数	取得率	平均取得日数
平成30年度	6人	6人	100.0%	1.9日
令和元年度	3人	2人	66.7%	2.0日
令和2年度	7人	6人	85.7%	1.2日
令和3年度	5人	4人	80.0%	1.7日

（男性の育児参加休暇の取得率）

年度	対象者数	取得者数	取得率	平均取得日数
平成30年度	6人	2人	33.3%	1.3日
令和元年度	3人	2人	66.7%	3.6日
令和2年度	7人	3人	42.9%	3.9日
令和3年度	5人	3人	60.0%	2.5日

（配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得率並びに合計取得日数の平均日数）

対象者数	取得者数	取得率	平均取得日数
5人	4人	80.0%	3.6日

（職員の年次有給休暇取得日数）

年	取得日数
平成30年	9.1日
令和元年	9.0日
令和2年	9.0日
令和3年	9.7日

* 各年1月1日～12月31日までの期間

◆取組内容

- 子が生まれる職員に「子育て応援ハンドブック」を配布し、育児休業等の制度の説明を行い取得を促進した。
- 6月、10月、12月を年次有給休暇の取得キャンペーン期間とし、期間中に全職員が2日以上の年次有給休暇を取得するよう呼びかけた。

2 女性の活躍支援（女性活躍法関連）

◆目標

- 令和7年度までに課長級職の女性割合を10%以上とする。
- 令和7年度までに係長級職の女性割合を30%以上とする。
- 令和7年度までに「昇任を望む」女性職員の割合を女性全体の40%とする。

◆状況（各年度4月1日時点での在職状況）

【課長級】

年度	男性	女性	合計	女性割合	伸び率（対平成28年度） ※平成28年度 0.0%
平成30年度	17人	2人	19人	10.5%	+10.5 ポイント
令和元年度	17人	1人	18人	5.6%	+5.6 ポイント
令和2年度	17人	1人	18人	5.6%	+5.6 ポイント
令和3年度	17人	1人	18人	5.6%	+5.6 ポイント

【係長級】

年度	男性	女性	合計	女性割合	伸び率（対平成28年度） ※平成28年度 25.0%
平成30年度	45人	16人	61人	26.2%	+1.2 ポイント
令和元年度	43人	15人	58人	25.9%	+0.9 ポイント
令和2年度	42人	14人	56人	25.0%	0 ポイント
令和3年度	42人	12人	54人	22.2%	-2.8 ポイント

【「係長以上への昇任を望む」女性割合】

令和元年12月実施時点	女性全体に占める割合
	33.9%